

( 2025年 3月 31日)

(単位:百万円)

[illegible]

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

〔 2024年 4月 1日から  
2025年 3月 31日まで 〕

| 科 目                 |         | 金         | 額         |
|---------------------|---------|-----------|-----------|
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 損 益 | 営 業 収 入 | 1,007,398 | 3,180,752 |
| 営 業 収 入             | 営 業 収 入 | 1,932,280 |           |
| 営 業 収 入             | 営 業 収 入 | 241,074   |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 損 益 | 営 業 費 用 | 1,000,318 | 2,765,536 |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 398,371   |           |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 43,407    |           |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 84,053    |           |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 83,793    |           |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 522,869   |           |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 31,006    |           |
| 営 業 費 用             | 営 業 費 用 | 536,151   |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 65,568    |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 415,216   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 1,597,928 |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 1,315,103 |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 282,825   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 698,041   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 1,928     | 225,914   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 207,880   |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 16,107    |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 5,232     |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 3,446     |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 4,736     |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 4,322     | 27,057    |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 5,428     |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 3,893     |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           |           |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 896,898   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 | 14,116    | 14,116    |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 911,014   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 212,446   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | △ 1,972   |
| 電 氣 通 信 事 業 営 業 利 益 | 営 業 利 益 |           | 700,540   |

- 2 -

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)によっています。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他については移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

##### (2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(7年以内)に基づく定額法によっています。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

(3) ポイントプログラム引当金

将来の「d ポイント」等の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(4) クレジット特典引当金

将来のdカードにおける「年間ご利用額特典」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(5) 事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益は、顧客への商品またはサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いています。当社は商品またはサービスに対する支配が顧客に移転したことによって履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

当社においては、コンシューマ通信事業、スマートライフ事業及びその他の事業（法人通信等）の3つの主要な事業において、通信サービス、端末機器販売、スマートライフサービスの3つのサービスを提供しています。

また、当社は、ポイントプログラムを展開しています。

① 通信サービス（コンシューマ通信・法人通信）

i) モバイル通信サービス

通信サービスのうち、主なものはモバイル通信サービスです。当社は、契約者と直接または販売代理店経由でモバイル通信サービスに関する契約を締結しています。

当社は、日本の電気通信事業法及び政府の指針に従って料金を設定していますが、同法及び同指針では移動通信事業者の料金決定には政府の認可は不要とされています。モバイル通信サービスは、契約に基づき、契約者に対して回線を提供し、当該回線を利用した音声通話及びパケット通信の提供を行うことを履行義務として識別しています。モバイル通信サービスの収入は、主に月額基本使用料、通信料収入及び契約事務手数料により構成されています。

月額基本使用料及び通信料収入は、音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、これらの利用に応じて各月の収益として計上しています。収益として計上された金額は、月次で請求し、短期のうちに回収しています。

契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、顧客に重要な権利を提供する期間にわたって、収益として認識しています。

ii) 光通信サービス及びその他の通信サービス

当社は、日本電信電話株式会社の子会社である東日本電信電話株式会社(NTT東日本)及び西日本電信電話株式会社(NTT西日本)より、光アクセスのサービス卸を受け、光ブロードバンドサービスを提供しています。光ブロードバンドサービスについては、契約に基づき、契約者に対して光ブロードバンドサービスを提供することを履行義務として識別しています。当該履行義務については、光ブロードバンドサービスの利用に応じて履行義務が充足されると判断しています。

また、光ブロードバンドサービス契約者のうち、特定のパケット料金プラン契約者に対して、一定の割引を行うセット契約を提供していますが、これらの契約は個別にも提供しており、それぞれ独立した販売価格があります。セット契約の対価は独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの履行義務に配分され、「音声伝送収入」及び「データ伝送収入」に、収益として認識しています。

光ブロードバンドサービスの工事料及び契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、サービス毎に顧客に重要な権利を提供する期間にわたって収益として認識しています。

② 端末機器販売

当社は、提供する携帯電話サービスに対応した通信端末を端末メーカーから購入し、主にお客さまへの販売を行う販売代理店に対して販売しています。端末機器の販売については、販売代理店等へ端末機器を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、販売代理店等への引渡し時に、端末機器販売に係る収益から代理店手数料及びお客さまに対するインセンティブの一部を控除した額を収益として認識しています。

また、販売代理店等が契約者へ端末機器を販売する際には、分割払いを選択可能としています。分割払いが選択された場合、当社は、契約者及び販売代理店等と締結した契約に基づき、契約者に代わって端末機器代金を販売代理店等に支払い、立替えた端末機器代金については、分割払いの期間にわたり、月額基本使用料及び通信料収入に合わせて契約者に請求しています。未回収の立替金については、貸借対照表において、回収期限が1年以内の場合は「未収入金」に、回収期限が1年を超える場合は「長期未収入金」に計上しています。

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、害賦債権の一部の支払を不要とするプログラムを提供しています。この結果として権利が得られないと見込む額を返金負債として認識し、同額を収益から控除しています。当該負債は、貸借対照表において「返金負債」に含まれています。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。また、当社は、返金負債の決済時にプログラム加入者から端末機器を回収する権利を貸借対照表において「返品資産」に含めて資産計上しています。当該資産は、帳簿価額から回収のための予想コスト（返品された商品の企業にとっての価値の潜在的な下落を含む）を控除した額で測定しています。

### ③ スマートライフサービス

スマートライフサービスについては、金融決済サービス、コンテンツライフスタイルサービス（動画・音楽・電子書籍等配信サービス・ドコモでんき等）、マーケティングソリューション、あんしん系サポート（ケータイ補償サービス等）等のサービスを提供しています。

当社は、履行義務が充足される時点を、引渡し完了またはサービスが提供された時点と判断し収益を認識しています。

（総額または純額での表示）

第三者から仕入れた物品又はサービスを当社が販売又は提供する場合の収益の表示について、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得しているときには、本人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価の総額を収益として表示しています。

これに対し、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得していないときには、代理人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額を収益として表示しています。

（ポイントプログラム）

当社は、個人の顧客に対し、携帯電話及びクレジットサービス（dカード）の利用並びに加盟店での支払い等に応じてポイントを進呈する「dポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社グループ商品の購入時の支払い及び通信料金への充当並びに加盟店での支払いへの充当等が可能です。なお、個人の顧客は、モバイル通信サービス契約の解約後も「dポイント」を利用することが可能です。

また、法人の顧客に対し、携帯電話の利用等に応じてポイントを進呈する「ドコモビジネスポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社商品の購入時の支払いへの充当等が可能です。

顧客との契約において進呈した「dポイント」及び「ドコモビジネスポイント」のうち、将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の「契約負債」に計上しています。取引価格はこれらのポイントに係る履行義務とポイントの進呈対象となる商品またはサービスに係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しています。ポイントの履行義務に配分され、「契約負債」に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収益を認識しています。一方、契約における履行義務を生じさせないポイントは「引当金」として認識及び表示しています。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

（直接販売契約）

当社が直接お客さまに対して端末機器を販売し、同時またはほぼ同時にモバイル通信サービスに関する契約の締結を行う場合、端末機器収入、モバイル通信サービス収入は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しています。端末機器販売及びモバイル通信サービスの契約は個別にも提供しており、個別に提供する際の販売価格（独立販売価格）があります。この場合、取引価格の合計額を独立販売価格の比率に基づき、端末機器収入及びモバイル通信サービス収入に配分しています。端末機器収入に配分された金額はお客さまへ端末を引渡した時点で、モバイル通信サービス収入に配分された金額は音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しています。上記の価格配分の結果、端末機器販売時に認識された収益の金

額がお客さまから受け取る対価の金額よりも大きい場合には差額を契約資産に、小さい場合には差額を契約負債に計上しています。なお、貸借対照表上、契約資産は「その他の流動資産」に含めて表示しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

**表示方法の変更に関する注記**

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記していた「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他の流動資産」に含めて表示しています。

(損益計算書)

前事業年度において「雑収入」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

前事業年度において独立掲記していた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「雑支出」に含めて表示しています。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 投資有価証券及び関係会社株式

当事業年度計上額

投資有価証券 266,824 百万円

関係会社株式 771,017 百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等の評価を行う場合、事業計画等に基づく将来の業績予想等について、一定の仮定を設定しています。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定に見直しが行われた場合、翌事業年度の計算書類において、投資有価証券及び関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 退職給付引当金

当事業年度計上額 169,960 百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。退職給付債務及び年金資産の算定においては、割引率、昇給率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要になります。これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性については外部の年金数理人からの助言を得ていますが、数理計算上の仮定は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。翌事業年度の計算書類において、退職給付引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 契約負債及び引当金(ポイントプログラム)

当事業年度計上額 160,324 百万円 (契約負債：133,286 百万円、引当金：27,037 百万円)

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、顧客との契約において、進呈したポイントのうち、将来顧客が利用すると見込まれるポイントを履行義務として「契約負債」に計上し、契約における履行義務を生じさせないものについて、「ポイントプログラム引当金」を計上しています。契約負債及び引当金の算定においては、利用率、失効率、解約率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要となります。また、契約負債及び引当金の算定は、決算日における最善の見積りに基づいて行っていますが、将来、予想しえない事象の発生や状況の変化によって、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌事業年度の計算書類において「契約負債」及び「引当金」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 返金負債

当事業年度計上額 78,339 百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払を不要とするプログラムを提供し、権利が得られないと見込む額を「返金負債」として認識し、同額を収益から控除しています。

返金負債の見積りについては、過去の経験等に基づいて、商品の種類ごとに算出した端末取替時期や、プログラム加入者による当該プログラムの利用率等の仮定を見積り、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲で算定しています。顧客による端末返品数やその時期についての不確実性があり、将来、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌事業年度の計算書類において、「返金負債」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 貸借対照表に関する注記

1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,516,273 百万円です。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 113,877 百万円 |
| 短期金銭債務 | 249,083 百万円 |
4. 当社は資金調達的手段として、債権流動化による未収入金の現金化を行っています。そのうち、当事業年度末において、金融商品の消滅の認識要件を満たさない未収入金の金額は 1,014,667 百万円であり、対応して認識した債権流動化に伴う負債（短期借入金）の金額は 1,012,830 百万円です。
5. 当事業年度末における顧客との契約から生じた債権は、683,774 百万円です。
6. 当事業年度末における契約資産の金額は、7,333 百万円です。

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高は次のとおりです。

|            |             |
|------------|-------------|
| 営業取引による取引高 |             |
| 営業収益       | 110,433 百万円 |
| 営業費用       | 728,081 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 206,280 百万円 |
2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えるものは次のとおりです。

|       |             |
|-------|-------------|
| 受取配当金 | 198,427 百万円 |
|-------|-------------|
3. 特別利益

|           |            |
|-----------|------------|
| 投資有価証券売却益 | 14,116 百万円 |
|-----------|------------|

当社が保有していた株式会社ローソン等の株式の売却によるものです。

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因  
繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、退職給付引当金、投資有価証券評価損、減価償却限度超過額等の否認、貸倒引当金、ポイントプログラム引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。  
なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は 83,169 百万円です。
2. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理  
当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、

2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は2,400百万円増加し、法人税等調整額が2,400百万円減少しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配慮し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入、債権流動化及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である借入金及びリース債務は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金、関係会社短期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っておりません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等と認められるものは、下表には含まれていません。

また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、記載を省略しています。

(単位：百万円)

|                    | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額      |
|--------------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 投資有価証券         | 246,263   | 246,263   | -       |
| (2) 関係会社株式         | 50,916    | 37,222    | △13,694 |
| (3) 関係会社長期貸付金(*1)  | 288,689   | 288,689   | -       |
| (4) 売掛金            | 673,549   |           |         |
| (5) 未収入金(*2)       | 3,499,486 |           |         |
| 貸倒引当金(*3)          | △75,776   |           |         |
|                    | 4,097,259 | 4,097,259 | -       |
| (6) リース債務(*4) (*5) | (180,396) | (130,166) | 50,230  |

(\*1) 関係会社短期貸付金及び1年以内の関係会社長期貸付金を含めています。

(\*2) 長期未収入金を含めています。

(\*3) 売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(\*4) 負債に計上されるものについては、( )で表示しています。

(\*5) 1年以内のものを含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

- ① その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

|                          | 種類     | 取得原価又は<br>償却原価 | 貸借対照表<br>計上額 | 差額       |
|--------------------------|--------|----------------|--------------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えるもの  | 株式及び債券 | 144, 867       | 246, 237     | 101, 370 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えないもの | 株式及び債券 | 26             | 26           | -        |

- ② その他有価証券の当事業年度の売却額は27, 463 百万円であり、売却益は14, 116 百万円、売却損は202 百万円です。

(3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 売掛金及び(5) 未収入金

これらは3 年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は727, 482 百万円です。(1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式には含まれていません。

(注3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16 項を適用し、金融商品時価開示適用指針第4 項(1) に定める事項の注記をしておりません。当事業年度末の貸借対照表計上額は30, 765 百万円です。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称                        | 議 決 権 等<br>の所有(被<br>所有)割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容              | 取引金額<br>(百万円) | 科 目           | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|-------------------------------|---------------------------|----------------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子 会 社 | エヌ・ティ・テ<br>ィ・コムウェア<br>株 式 会 社 | 66.6%                     | 資 金 の 賃 借            | 資金の貸付(注1)<br>利息の受取(注1) | 75,981<br>275 | 関係会社短<br>期貸付金 | 96,854        |

### 2. 兄弟会社等

| 種 類     | 会社等の名称            | 議 決 権 等<br>の所有(被<br>所有)割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容       | 取引金額<br>(百万円) | 科 目         | 期末残高<br>(百万円)    |
|---------|-------------------|---------------------------|----------------------|-----------------|---------------|-------------|------------------|
| 親会社の子会社 | NTTファイナ<br>ンス株式会社 | なし                        | 業 務 委 託              | 金銭の消費寄託<br>(注2) | 138,480       | 預け金         | 9,562            |
|         |                   |                           |                      | 債権の譲渡<br>(注3)   | 5,613,637     | 未収入金<br>預り金 | 370,432<br>7,534 |

取引条件及び取引条件の決定の方針等

- (注1) エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。また、担保は受け入れていません。
- (注2) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。
- (注3) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

### 1 株当たり情報に関する注記

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,888 円 98 銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 216 円 98 銭   |